

転出証明書交付請求書(郵送専用)

令和 年 月 日

あて先 輪島市長

1 請求者

①住所			
②氏名 ※自署または記名押印		電話番号	- -

2 転出される方

氏名	性別	生年月日	個人番号カード
	男・女	大・昭・平・令 年 月 日	有・無
	男・女	大・昭・平・令 年 月 日	有・無
	男・女	大・昭・平・令 年 月 日	有・無

3 新住所(転出先の住所)、旧住所(転出前の住所)及び本籍

異動日	令和 年 月 日 (転出予定年月日)		
新住所	〒 -	新世帯主	
旧住所	<input type="checkbox"/> ①に同じ 輪島市	旧世帯主	<input type="checkbox"/> ②に同じ
本籍	<input type="checkbox"/> ①に同じ	筆頭者	

※旧住所・本籍、旧世帯主・筆頭者について、**1**の①、②に同じであれば□に✓を入れてください。
同じでない場合はすべて記入してください。

～顔写真付きの個人番号カードをお持ちの方は、転出特例を受けられます～

転出特例とは、電文で転出に関する情報を送信し、紙の転出証明書を添付せずとも新しい自治体へ転入届ができる方法です。(個人番号カードをお持ちの方は、□に✓をいれてください)

- 転出特例を希望する → 転出証明書の発行も希望する(※返信用封筒が必要となります)
 転出証明書の発行は希望しない(返信用封筒は不要です)

※転出証明書の発行を希望しない場合は、処理が終わり次第お電話いたしますので、必ず電話番号を記入してください。

- 転出特例を希望せず、転出証明書の発行のみ希望する(※返信用封筒が必要となります)

※裏面もご確認ください。

顔写真付きの個人番号カードをお持ちの方

表面の「転出特例を希望する」に✓を入れた方は、引越し先の市区町村で転入の手続きをする際に転出証明書の添付が不要になります(転出の届出自体は必要です)。その場合、転入手続きの際に個人番号カードを提示し、暗証番号を入力する必要があります。

なお、転入日(新住所に住み始めた日)から14日を経過している場合は、個人番号カードを利用した転出手続きを行うことができません。

同封するもの

○返信用の封筒(宛先を記入し、切手を貼ったもの)

※ 返送先は新住所(表面 $\boxed{3}$)または旧住所(表面 $\boxed{4}$)となります。

○請求者の官公署が発行する顔写真入の身分証明書(顔写真付きの個人番号カード、運転免許証等)の写し。運転免許証等がない場合は、本人であることが確認できる書類(被保険者証、学生証等)の写しを2種類以上。

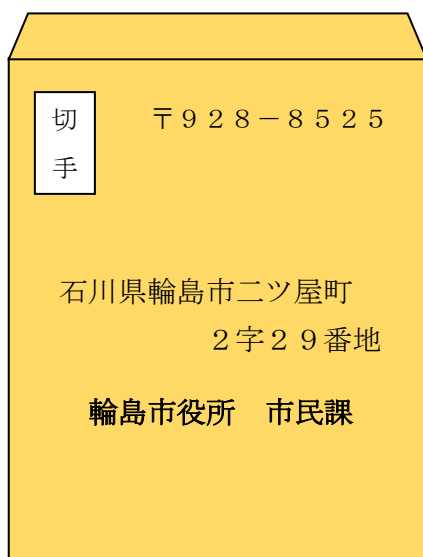
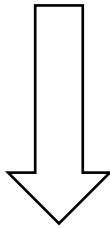
※ 個人番号カードの場合は表面のみの写しを送付してください

※ 通知カードは本人確認書類として利用できません。

○委任状(代理人が請求する場合のみ)

※ 原則、請求者が全て記入したものを同封してください。

○国民健康保険被保険者証(国民健康保険に加入されていた方のみ)



<あて先及び問い合わせ先>

〒928-8525

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

輪島市役所 市民課

TEL : 0768-23-1131

Mail : shimin@city.wajima.lg.jp